

あらゆる分野において男女共同参画の実現を求める会長談話

性別による差別を受けないことは、日本国憲法14条で保障されており、また、日本は男女差別撤廃条約を批准している。そして、2015年に国連が採択したSDGs（持続可能な開発目標）においては、「2030年までに、あらゆる場所における全ての女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルでの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保すること」等が挙げられており、SDGsに賛同している日本においても、SDGsモデルを支える三本柱の一つに「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を掲げ、女性活躍推進を最も注力すべき分野と位置付けている。

しかしながら、2021年2月3日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の森喜朗会長（当時）は、スポーツ団体ガバナンスコードが設定した女性理事の目標割合を40%にすることに関連して、「女性がたくさん入っている理事会は時間がかかる」など、性別にレッテルを張った差別的な発言をした。上記発言は、女性差別撤廃を求める各種法規・目標を全く理解しないものであり、到底許されるべきではない。

現在の日本においては、男女共同参画推進が遅れており、「ジェンダーギャップ指数」（2019年に世界経済フォーラムが発表した世界各国の男女平等の度合いを指数化したもの）は153か国中121位という低順位で、主要7か国中最下位である。このように日本において男女共同参画の取り組みが遅れている要因の一つには、社会において固定的な性別役割意識や性差に対する無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）があると指摘できる。上記発言がなされた際、その場にいた

理事らは、当該発言を諫めるどころか笑い声を上げたそうであるが、公の場でありながらもこのような事態が許容されたことは、まさに男女共同参画の推進を阻む意識・偏見が蔓延していることの証左である。

オリンピック憲章は、「権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」と定める。オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のメンバーが、かかる理念を実現すべく、男女共同参画に真剣に取り組み、競技に出場する選手たちも差別を受けることなくその実力を発揮できることを強く願う。

佐賀県弁護士会においても、弁護士会内の男女共同参画を推進していくとともに、あらゆる分野において男女共同参画が実現されるよう、積極的に活動していく所存である。

2021年（令和3年）3月12日

佐賀県弁護士会

会長 富 永 洋 一